

第24回委員会（9/5開催）以降に提出された委員からの意見

荻野委員	1
寺川委員	8
寺田委員	9

荻野委員

1. 利水分野における河川管理の変革は、「新規水資源開発を抑制し、河川・自然にあたる環境負荷を軽減する『環境優先』と流域住民の『社会・生活環境重視』」にその根本理念が求められている。すなわち、河川管理者は、今後30年を展望し「水需要を抑制し、水需要管理」を実行する主体として、河川整備計画原案を立案し、広く社会にその立場とその意思を強調して明らかにすること。

2. 「水需要管理」とは、単に河川からの取水量を減らしたり、単に節水対策を利水者に求めることではない。現在そして将来の水需要を精査し、経済的と技術的の両面から巨細に検討し、河川流水の無駄遣いを排除して、利水管理の新たな仕組みを構築することにある。これまでの利水管理を「水供給管理」とするならば、今後の水管理はこれまでの利水管理の欠点を徹底的に精査して、それをいかに改善・改良するか、から始まるものである。

3. まず、現在、計画中・工事中のダムに予定されている新規利水すなわち「水道拡張計画」をただちに精査して、「水需要の増大」について速やかに結論を出さなければならない。その際に、情報提供は精査確認の裏づけとなるものであるから、不可欠のものである。

4. 上水道、工業用水、農業用水の水需要を精査することによって、利水者ごとに過不足があることが判明する。（一部にそのデータが示されている）特に、工業用水においては、明らかに過剰である。一方で、上水道は利水管理者によって事情は異なる。明らかに需要量が減少し、収入減に陥っている水道事業もあり、計画給水量と需要量がトントンの水道事業も見受けられる。しかし、概ね、需要量の減少傾向は否定できない。農業用水においては、灌漑農地の減少から、明らかに需要量は大幅に減少している地域もある。水需要の実態の共通認識を明らかにしたい。

5. 利水者間において、過不足が生じていることが明らかになった以上、河川管理者はこれらを調整する必要がある。すなわち、用途間、用途内での水利の調整である。この水利調整を『水利転用』と呼ぶが、河川管理者は水利転用のルールを明確にて、水利転用を促進すべきである。

6. 利水者の内部には、節水の可能性を持つものも多い。しかし、節水によって需要量の減少が、水道料金の収入減につながることから、節水努力を放棄するような傾向が見られる。異常渇水のときだけ節水と呼びかけることはあっても、平素は料金収入を増やしたいと考えている。平素から需要量を減らす努力をするには、需要量を減らすことによって水道事業者とその末端需要者が、より利益を得ることにつながる構造にならなければならない。

7. 水利計画上、10年に1回程度の水不足すなわち渇水現象が生じる。30年間には3回程度水道の蛇口をひねっても水がでない、ことが起こりうる。市民感覚はともかくとして、水利計画上は正常な現象なのである。この渇水において、いわゆる渇水対策が講じられる。渇水対策においては、「利水者間での水融通の拡大」と「末端需要者での節水対策」が河川管理者と利水者の共同事業として行われる。渇水対策の方法や制度的改善が是非とも必要であることを強調すべきである。

8. もし、30年先を展望して水不足が明らかとなり、新規水源開発が必要と判断された場合、ダム建設と中水道建設等の節水対策との費用対効果分析と環境アセスメント等の分析を比較対照して、経済的、技術的妥当性を検証する必要がある。検証結果とその論理及び全てのデータを情報公開して関係者の信を得ることが必要である。(ダム建設はそれほど重大な社会的使命を持ったものである、既設ダムの目的変更と計画中のダムの振替等、安易で、姑息な考えは、河川管理者に対する不信感を増大するので、今後、慎まれない)

【参考資料】

以下の文章は、第2稿に対する意見書の骨子である。

利水分野においては、基礎原案は第2稿からほとんど進展は見られず、以下の意見書の骨子は基礎原案にもそのまま当てはまるので、これをもとに河川管理者は基礎原案の見直しと整備シートを作成されたい。

利水部会の基本認識

利水部会では、第2稿の利水の部分は、他の分野と比べて「提言」との開きが最も大きいので、第3稿では理念や考え方の部分で水需要管理を目指す方向性を明確に打ち出すべきである、という意見に集約された。特に、管理者から説明のあった、資料2-2-1「水マネジメント懇談会提言」について、流域委員会の提言の理念と大きく異なっている、との認識が示された。

委員会提言と河川管理者のこの認識のズレを埋める努力を双方がしないと論議は先に進まない。

認識のズレを埋めるために、認識のズレが生じる根本原因について、話し合いを続けることが必要である。

1. 全体的、総括的な論点

- 1) 河川管理者は、「提言」の趣旨をよく理解して、利水に関する基本的な考え方である「水需要管理」のスタンスを明確に表現すべきである。
- 2) 河川管理者は、第2稿の提言の基本姿勢である「水需要を抑制し、水需要管理」を実行する主体として、整備計画シートを作成すべきである。
- 3) 各利水者が拡張事業で予定している「水需要予測」に対して、明確な判断を下して、利水分野における整備計画の具体的施策を述べること。「長期水需給計画」(淀川フルプラン)についても同様に明確に転換の姿勢を示すべきである。
- 4) 新規水資源開発を抑制し、河川・自然に於ける環境負荷を軽減する「環境優先」の河川整備計画を明確に打ち出すこと。(利水分野から淀川を川らしく再生するために、実施すべき事業と実施を見直す事業をキチンと判断すること)
- 5) 「拡張計画」等の利水管理者の要求を満たす水供給姿勢を改め、「水需要管理」の姿勢を明確にして、利水管理者に水需要抑制の姿勢で拡張計画を厳正に審査することを説明する必要がある、河川管理者の姿勢をこれまでの供給管理から需要管理への転換をはっきりと強調して書くこと。
- 6) これらの内容を、2章の現状の課題、3 河川整備の基本的な考え方(ページ 16~17)と4 河川整備の方針(ページ 24) に明確に位置付けて協調してはっきりと記述すること。(基礎原案では2章、3章にはそれぞれ「現状の課題」と「基本的な考え方」が記述されることになっているが、断片的な状況が羅列されているだけで、見出し文と内容が全くかけ離れている。基礎原案は文章表現はもとより内面的な充実と言う観点からも、すみやかに改定されないといけない。)

以下は、第2稿に基づいて、個別に改良を要する点を指摘したものである。具体的にページをあげて述べる。

水需要の精査確認

- 1) 今後の水需要を利水者に確認し、厳正に吟味する(ページ 24)。
その意味は上の基本姿勢に見たように、「水需要管理」を実践することにある。単に、利水者に厳しく迫るだけでは河川管理者が権威主義に陥ったのではないかと誤解されるだけである、したがって、利水者に河川管理者が何故厳正に吟味しなければならないか、その理由を明確にして、今回の河川管理体制の転換に理解と協力を得ることが必要である。
水需要抑制についての記述がない。新しい項を設定して、「水需要抑制・節水対策」をまとめて下さい。(河川管理者の職権を越えるとの心配もあろうが、是非に必要な項目であり、検討項目としたい)
その文言を4.4 利水(1)(ページ 24)の稿に書き加えてください。
(河川管理者の今回の河川管理体制の変革は社会全体が強く望むところであり、社会から強い支持を受けている。より一層明確な姿勢を示すことが利水者の今後の利水管理のあり方を方向付けるものであると期待されている。この点を特に協調しておきたい。)
- 2) 5.4 利水(ページ 43)
淀川水系(直轄処分)水利権の件数と個々の内容が明らかになり、その情報が公開されるこ

とによって、社会全体がより一層水の大切さを知ることになる。

各利水者の水需要すなわち水使用の実績（過去10年程度の日使用水量：万m³/日）、需要予測（拡張計画とその根拠、たとえば、予測式の妥当性）、財務実績、水源確保等について、詳細に調査し、公表してください。この文章これらの調査経過と今後の方針を書いてください。また、淀川の支流域ごとにその自然条件や社会経済条件が大きく異なるので、それらの内容にも踏み込んで、河川管理者が水需要管理の主体としてその姿勢を明確にすること。調査研究事業も立派な「事業」である。このままでは利水管理の主体が誰か分からない。

水利権審査の要領も事業認可の手続き、河川流況調査、水源状況の調査等について、書き込んで下さい。この内容も上と同様に支流域ごとの特徴や、利水場の重要項目をキチンと上げてその取り組みが明確に分かるような文言を入れて下さい。整備シートには地区ごとの調査内容と期待される調査結果およびその利用方法について事業化して記述すること。ここに記載されているように、「水利権更新の際に行う」では、河川整備計画の基本構想を作成するには間に合わない、ことが利水検討会で指摘され、河川管理者もそれを了解されたものと理解している。水利権更新時に審査をすることは通常の業務として行う、のであるが、河川整備計画の立案にはこの水需要の精査確認が不可欠であるので、「直ちに実施する」という文言とその姿勢を強調し記述すること。

この記述では、具体的な整備内容の説明としては、あまりに不十分で、しかも提言で示されている「水需要管理」の理念の実践という利水管理の転換の方向性が示されていない。しっかりとその姿勢と利水管理の転換の意義を広く社会に問いかける記述を期待したい。

水利権の見直しと用途間転用

1) ページ24の(2)

ここは上の精査確認をした上で新たな水需要に対して、その必要が認められれば、ダム等の新規水資源開発が必要かどうかを用途間転用すなわち「水融通の拡大」との関係で記述されるべき所である。この「水利権の見直し」の文言は、5章では水利権更新の際に行うというように書き換えられて、用途間転用の意義が失われかねない表現になっている。すなわち、河川管理者の姿勢が首尾一貫していないのである。今回の利水管理の変革が河川管理上いかに重要な位置づけになっているかを「提言」では強調して書かれている。にもかかわらず、河川管理者がそれを十分に理解していないのではないかと誤解を受けるほど不適切な表現となっている。用途間転用の意義と目的をキチンと河川管理者が説明をし、利水者の理解と協力を得る努力をしなければ、河川の自然環境の回復や生態系保全さらには河川利用等の課題にもマイナスのイメージを与えることになる。計画中のダムや治水対策にも影響を与えることになる。河川管理者の姿勢を問われる最も大切な部分であるので、しっかりと記述して欲しい。

2) ページ43の(2)

第4章を受けて、具体的な整備内容を記述する、章である。この記述では転用の意義と目的は利水管理者はもちろん社会一般にも理解されない。用途間の転用はあくまでも新規水資源開発が必要かどうかを判断する際に、その前に、水需要の精査確認を行って、新規水

需要（具体的には水道事業の拡張計画）に対して、他の事業者等に余裕があればそれを融通するということである。

この水融通を円滑に行うために、転用のルールを提案するのがここで記載すべき具体的な整備内容のはずである。利水部会からその考え方のたたき台が示されているので、検討して河川管理者の「水需要管理」の姿勢を一層鮮明にして下さい。あるいは(3)を追加して、水融通の円滑な促進の項を設けてまとめて河川管理者の考え方を具体的に記述して下さい。

4章にも書かれている、少雨化傾向、利水安全度の低下、水供給の実力低下、渇水頻度の増大は一連の現象である、と思われる。委員の中にもこの現象を理解している人は少ないのではないか。ここで記載されているもんごんだけでは説明が十分ではない。納得がいくようキチンとした説明を加えて下さい。

その他この項目に関連する具体的検討項目として、以下に記載するので、速急に検討して具体的整備内容に追加・加筆して下さい。

水需要の抑制の具体案、特に、節水対策の検討(例えば、中水道利用、コミプラの処理水の循環利用、雨水利用)

地方自治体へのメッセージとして、「節水対策条例」等の節水対策の条例化
環境流量の必要性とその生み出し方

今後の水供給力に関する考え方、安定供給確保、地球温暖化と水供給能力の評価
水源建設費負担と投資を考慮した渇水調整

緊急渇水時との関連

不特定利水やダム使用权と未利用水量の活用の検討

整備内容シート【利水】

利水 1 事業名

利水者の水需要の確認

位置図と右の水利権許可件数の説明が一致していない。(何の位置図か?)

スケジュール 水利権更新時の精査確認ではない。緑の矢印を H15 ぐらいの長さ
に。

精査確認の基本的な視点はこれまでの更新審査と同じではないのか。利水管理の
体制の変革を明確に

整備効果と提案理由が同じ内容になっている。

水利権の公表、「水利権の見直しと用途間転用」は新規水源開発の必要性を審査
する重要な課題を持っている。それを記述しないとイケない。

利水の再配分計画が適切に行うことが出来る?(どのような手法が考えられる
か)

河川環境の維持保全に寄与?(どのような手法が考えられるか)

「透明性」非常に大事なことです、是非お願いしたい。

利水 2 事業名 水利権の見直しと用途間転用

各利水者で安全度にアンバランス、が不明です。利水安全度は河川湧水流量を基準に政策的に設定された基準値であって、利水者ごとに割り当てられたものではない。

湧水の危険度の増大は、キチンと説明責任を果たしてからでないところには書けないのではないのでしょうか。

この位置図前ページにも出てきます。工夫して、右の記述の説明と整合性が必要利水安全度の評価の図がありますが、提言ではフルプランの検討をお願いしている。フルプランの妥当性が確認できてから具体の整備案入るべきではないか用途間転用調整の基本的な考え方における近年の実力評価の意味合いが理解されていません。

不足しているのが上水、余裕があるのが工水との図式ですが、上水でも余裕のある利水者の存在が明らかになった。

慣行水利権をなぜ許可水利権に切り替えることが必要かを水利権者にわかりやすく説明する文言を入れてください。

慣行水利権の実態把握は重要な課題です。是非進めて下さい。

利水 3 事業名 取水実態を精査した効率的な補給を検討

既設ダム of 効率的運用は重要な課題です。夏期制限水位の検討も加えて下さい。ダム群と南郷洗堰からの補給と最末端の淀川大堰、大川取水量、神崎川取水量との関係を明らかにして、無駄な放流が無いかどうか検討して下さい。また、その検討結果を公表して下さい。(ここにそれを記述して下さい)

日吉ダムにおける運用、蓼島統合堰の確保流用について、簡単に説明文を入れて下さい。

整備効果について、赤字で書かれている文言は現在も実施されている操作内容ではないのでしょうか。新しい利水操作とは言にくい。具体的整備手法に工夫をして下さい。

利水 4 事業名 湧水対策協議会

水融通の制度的確立を中心に記述して下さい

水融通のルールを検討して公表して下さい。

水需要抑制を考える場、は大切な業務です。どのように具体化するかを指針で示して下さい。

住民参加との関係で協議会のメンバー等の検討が必要です。住民参加部会でも検討されていることであるから、是非そちらとの関係・連携をとって下さい。

新しい事業項目の提案

以下の事業は、いわゆる、「ソフト事業」であり利水管理を支えるソフト対策として重要な位置づけになると思われる。人材育成や社会に対する節水への呼びかけ、河川管理への理解と

協力を得るために、積極的なソフト事業を展開することが望まれる。

利水	5	事業名	「用途間転用ルール」と「水融通の円滑化ルール」の作成
利水	6	事業名	水需要抑制・節水対策
利水	7	事業名	省庁間・自治体間連携事業
利水	8	事業名	利水管理の住民参加事業

03.09.19 利水部会検討会意見

< 論点 >

1. 渇水対応と安定供給力

近年の実力評価と提言にもとづく算出方法
安定供給努力に応じた取水制限の考え方

2. 水需要の精査・確認はどのように行なうべきか。

「厳正に吟味する」とは

精査・確認する項目

1～2年後に出される精査・確認を誰がどのように評価するのか。

3. 長期的には水源である森林の保全が重要である。

仕組みをどのように作っていくか

4. 農業用水と慣行水利権

省庁間の連携から協議へ

以上

利水部会意見とりまとめに対する意見

1、評価できる点

「4. 河川整備の方針」の「4.4 利水」の項において、その第1の項目に「水需要の抑制」を掲げ、その具体化事項を盛り込んでいることは、委員会が提言する利水についての理念転換としての「水需要管理」の考え方にのっとり、その基本的内容を具体化するものであり、高く評価できるとともに、注目に値することである。

2、不十分な点

前記のとおり、今回の整備計画基礎原案は、利水の点について、委員会が提言する理念転換に根ざした具体的整備方針を表わしているにもかかわらず、基本的な理念転換の考え方が伝わってこない。その理由は、「3. 河川整備の基本的な考え方」の項において、利水についての理念転換の考え方が明確にされていないからであり、かつ、何のための「水需要抑制」であるのかということが明記されていないからである。

従って、第1に、基礎原案中の「3. 河川整備の基本的な考え方」の項の一つの項目として、当利水部分のとりまとめ案の「1. 基本的スタンス」において指摘した利水についての基本的な考え方としての新しい理念を明確にすべきである。

第2に、基礎原案中の「3. 河川整備の基本的な考え方」の「6」に掲げられている四つの項目の一つとして、下記のとおりの基本方針を明らかにすべきである。

記

- ・ 利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わないものとし、水需要についての厳格な確認・水利権の見直しと用途間転用・考えうる実行可能な節水対策の実施のもとで、新たな水資源開発以外に有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ、住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合にのみ新たな水資源開発を実施するものとする。

以上